

航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の
一部改正案に関するパブリックコメントの結果について

令和3年12月8日
航空局安全部
安全企画課
航空保安対策室

国土交通省では、令和3年9月22日から令和3年10月21日まで、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して2件のご意見が寄せられました。

お寄せ頂いたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

	提出されたご意見の概要	考え方（回答）
1	<p>危害行為防止のための指示を行える職員に求められる要件を「当該措置の適確な実施に関し必要な知識及び能力を習得するための教育訓練を受講していること、十八歳未満の者ではないこと、刑事罰の適用を受けている者ではないこと等」としてはいますが、これで十分なのか。職員自身が危害行為をすることがないよう、要件を厳しくすべきではないか。</p> <p>また、保安検査の例外事項（「航空機強取行為等を行うおそれがないものとして保安検査を受けずに同区域内への立入及び航空機への搭乗を認める」等）が定められているが、抜け道を突かれて危険物等を持ち込まれないよう、万全を期してほしい。</p>	<p>ご指摘の職員の要件については、他の法令における要件も踏まえつつ、「アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でないこと」、「精神機能の障害により法第 131 条の 2 の 3 第 2 項の規定による指示を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものではないこと」等の要件も設けております。また、職員自身が危害行為を引き起こすことがないよう、各主体に対して内部脅威対策を求めること等、必要な措置を講じて参ります。</p> <p>また、保安検査において抜け道等が生じることがないように、各種措置の継続的な見直しを含め、引き続き航空保安の確保に万全を期して参ります。</p>
2	<p>空港等の設置者が危険物等所持制限区域の指定及び変更をする際、航空運送事業を営業者及び航空機使用事業者以外の者が運航する航空機に搭乗する者であって、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして当該航空機の機長が確認した者（いわゆる自家用航空機の搭乗者）が、危険物等所持制限区域（クリーンエリア）に入らずに、スポット（駐機場）と空港で入口までの動線が確保できるような危険物等所持制限区域を設定するよう、空港等の設置者に指導するよう要望する。</p> <p>また、自家用機の搭乗者の動線については、現在でも大きな迂回や階段の昇降など、移動の利便性や身障者への配慮に欠ける箇所が多く、「空港旅客ターミナルビル等のバリアフリーに関するガイドライン」を参照し、合理的かつ「みんなが使いやすい」空港となるよう、空港設置者等への指導を要望する。</p>	<p>空港等の設置者が危険物等所持制限区域の指定及び変更を行うにあたっては、改正航空法において、あらかじめ国土交通大臣に協議し同意を得ることが求められており、この協議等を通じて、航空保安の確保の観点から不適切な区域を指定しようとしている場合には、必要な指導を行って参ります。</p> <p>また、自家用機の搭乗者の動線についてのご意見についても、今後の航空行政における参考とさせていただきます。</p>